

柴田町契約規則及び柴田町会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第5号

柴田町契約規則及び柴田町会計規則の一部を改正する規則

(柴田町契約規則の一部改正)

第1条 柴田町契約規則(平成24年柴田町規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(違反行為等の届出)</p> <p>第38条 契約担当者から監督又は検査を命ぜられた職員が、<u>法第243条の2の2</u>第1項各号に掲げる行為について故意又は重大な過失により法令に違反して行為をしたこと、又は行為を怠ったことにより町に損害を与えたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に<u>関係書類</u>を添えて町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(違反行為等の届出)</p> <p>第38条 契約担当者から監督又は検査を命ぜられた職員が、<u>法第243条の2</u>第1項各号に掲げる行為について故意又は重大な過失により法令に違反して行為をしたこと、又は行為を怠ったことにより町に損害を与えたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に<u>関係書類</u>を添えて町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(柴田町会計規則の一部改正)

第2条 柴田町会計規則(平成24年柴田町規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(違反行為等の届出)</p> <p>第126条 課長等、会計管理者等又は第2項各号に掲げる職員が、<u>法第243条の2の2</u>第1項各号に掲げる行為について故意又は重大な過失により法令に違反して行為をしたこと、又は行為を怠ったことにより町に損害を与えたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に<u>関係書類</u>を添えて町長に届け出な</p>	<p>(違反行為等の届出)</p> <p>第126条 課長等、会計管理者等又は第2項各号に掲げる職員が、<u>法第243条の2</u>第1項各号に掲げる行為について故意又は重大な過失により法令に違反して行為をしたこと、又は行為を怠ったことにより町に損害を与えたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に<u>関係書類</u>を添えて町長に届け出な</p>

なければならない。この場合において、出納員等又は第2項各号に掲げる職員にあっては、会計管理者又は課長等を経由しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 法第243条の2の2第1項各号に掲げる行為をする権限に属する事務を直接補助する職員で規則で指定する者は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。

(1)～(4) (略)

なければならない。この場合において、出納員等又は第2項各号に掲げる職員にあっては、会計管理者又は課長等を経由しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 法第243条の2第1項各号に掲げる行為をする権限に属する事務を直接補助する職員で規則で指定する者は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。

(1)～(4) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。